

科目名 〈英語表記〉	知的財産法Ⅱ	科目ナンバー		授業形態
	Intellectual Property Law 2	JAAPP9925		講義
担当者	松村 信夫	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	選択必修

1. 科目の主題

著作権法を中心に講義と判例・事例研究とをまじえながら進めていきたいと考えている。判例・事例研究についてはレポートを課することも検討している。具体的には、従来どおりレジュメは講義予定日の前週に配布し、これと以下で指定する基本書及び判例集に基づき各自予習をしてもらうこととし、講義ではできるだけ判例や事例問題に従いケーススタディを行う。

2. 到達目標

著作権の基本と、初学者でも著作権法の基本と体系的な理解が可能な内容とし、あわせて将来の実務において基本的な相談や係争に対応できる応用能力を養うことを目的とする。また知的財産法Ⅰ及び知的財産法演習を合わせて受講してもらえば、司法試験の選択科目の試験範囲にも十分対応できるものとする。

3. 授業内容・授業計画

(1) 保護対象としての著作物Ⅰ（著作物の要件）

著作物の要件と限界（特に応用美術、実用品や図面の著作物性に関する最近の判例や学説）について解説する。判例は、仏壇彫刻事件判決のほか、東京高判平3・12・17判時1418号120頁「木目化粧紙事件」、東京地判平9・4・25判タ944号265頁「スモーキングスタンド事件」、大阪高判平6・2・25判時1500号180頁「脳波論文解析事件」、東京地判平6・4・25判時1509号130頁「日本の城事件」等を使用する。

(2) 保護対象としての著作物Ⅱ（著作物の種類と例示著作物）

著作物の種類と例示著作物（10条1項）について、その歴史的沿革や例示著作物が設けられた意義について講義及び事例研究を行う。

判例は、東京地判平元・11・10判時1330号118頁「商業デザイン書体事件」、最判平12・9・7判時1730号123頁「ゴナ書体事件」等を使用する。

(3) 保護対象としての著作物Ⅲ（特殊な著作物）

編集著作物・データベースの著作物の要件、二次的著作物と原著作物、ゲームソフトと映画の著作物等との権利関係等につき解説する。

判例は、東京高判平7・10・17知的裁集27巻4号699号「JAMICシステム事件」、東京地判平12・3・17判時1714号128頁「NTTタウンページデータベース事件」、東京高判平12・3・30判時1726号162頁「キャンディ・キャンディ事件」等を使用する。

(4) 著作権の権利内容Ⅰ

権利内容としての主要な支分権（著作権法第21条乃至28条）と著作者人格権について解説する。

第1回は主に複製権（著作権法21条）、上演・演奏権（22条）につき、東京地判平11・10・27判時1701号157頁「照明カタログー雪月花ー事件」、東京地判平10・8・27判時1654号34頁「カラオケ個室事件」等を使用する。

(5) 著作権の権利内容Ⅱ

前回の講義に引き続き、支分権（著作権法21条乃至28条）のうち主要な支分権の効力について講義及び事例研究を行う。第2回は主に公衆送信権（著作権法23条）等について、知財高判平17・11・15裁判所HP「録画ネット事件」、東京地判平14・4・11判時1780号25頁「ファイルログ事件」等を使用して解説する。

(6) 著作権の権利内容Ⅲ

著作権の権利内容となる支分権のうち頒布権、譲渡権、貸与権を中心とした講義及び事例研究を行う。

判例は、東京地判平6・7・1判時1501号78頁「101匹ワンチャン大行進事件」、最判平14・4・25判時1785号3頁「中古ゲームソフト販売事件」及び大阪高判平13・3・29判時1749号3頁「中古ゲームソフト販売事件」、東京地判平11・5・27判時1679号3頁「中古ゲームソフト販売事件」、大阪地判平11・10・7判時1699号48頁「中古ゲームソフト販売事件」等を使用する。

(7) 著作権の権利内容Ⅳ

支分権のうち、翻案権（著作権法27条）及び二次的著作物に関する原著作物の著作権者の権利（同28条）につき、最判平13・2・13判時1740号78頁「ときめきメモリアル事件」、大阪高判平11・4・27判時1700号129頁「ときめきメモリアル事件」や最判平13・6・28判時1754号144頁「江差追分事件」を素材として講義を行う。

(8) 著作権の権利制限（著作物の自由利用）

具体的な事例に基づいて著作権の制限（著作物の自由利用）につき、ケーススタディを行う。

(9) 著作者人格権の権利内容

著作者人格権の内容たる公表権、氏名表示権、同一性保持権について講義する。

判例は、東京高判平12・5・23判時1725号165頁「三島由紀夫手紙事件」、大阪高判平11・4・27判時1700号129頁「ときめきメモリアル事件」、東京高判平12・4・25判時1724号124頁「脱ゴーマニズム宣言事件」等を使用する。

(10) 著作権・著作者人格権の帰属主体

職務著作（著作権法15条）や映画の著作物の著作者（同16条）及び著作権者（29条）等につき講義する。最判平15・4・11判時1822号133頁「RGBアドベンチャー事件」、東京高判平5・9・9判時1477号27頁「三沢市勢映画事件」等を使用する。

(11) 著作権の保護期間

著作権の保護期間の始期及び終期について講義・事例研究を行う。

判例は、東京高判平4・5・14判時1431号62頁「ポパイ・ネクタイ事件」、最判平9・7・17民集51巻6号2714頁「ポパイ・ネクタイ事件」、東京地判平11・11・17判時1704号134頁「キューピー事件」、最判平19・12・18判時1995号121頁「シェーンDVD頒布差止事件」等を使用する。

(12) 著作権の譲渡・利用許諾・担保権設定

著作物の財産的利用の方法である著作権の譲渡・利用許諾につき、知財高判平18・8・31判時2022号144頁「振動計測装置用プログラム事件」等の判例を素材として検討を行う。

(13) 著作権・著作者人格権侵害と民事救済Ⅰ

知的財産権（主に特許権及び著作権）の侵害に対する民事救済としての差止及び損害賠償請求の概要と主要な論点につき、講義及び事例研究。

(14) 著作権・著作者人格権と民事救済Ⅱ

各種のみなし侵害規定等につき検討を行う。

キャラクター・パブリシティ等に関する権利保護について判例・事例をまじえた講義及び検討を行う。

(15) 期末試験

4. 事前・事後学習の内容

【事前学習】

事前（講義の前週金曜日まで）に共有サイトに次回講義の詳細な内容、講義レジュメ及び予習すべき教材・判例等を指示する。

これに従って予習を行って欲しい。授業は講義中心となるが、各自予習をしていることを前提として適宜発言を求められることがある。

【事後学習】

講義の内容を整理して、関連文献を読み、知識の定着を図ること。授業で指摘した事項をまとめ、事例問題に取り組むこと。

5. 教材	<p>松村信夫＝三山峻司「著作権法要説～実務と理論～（第2版）」（世界思想社） 講義はレジュメを事前に配布し、これを中心に行う。 各講義時における詳細は掲示板及び共用サイトにおいて通知する。 著作権判例百選〔第5版〕</p>
6. 評価方法	<p>絶対評価・相対評価</p> <p>成績評価については絶対評価とし、講義において全員に対して課するレポート（1～2回程度を予定）を30パーセント、講義における発言その他を10パーセント、期末試験の成績を60パーセントの割合で評価する。</p>
7. 受講生へのコメント	